



「介護や育児で時間が必要なとき、必要なだけ休める職場にできなかった」と語る佐藤恵子専務。

時間単位で休暇を取得できるようになったことで、通院の付

→ 導入後の従業員の働き方の変化は

これまで育児に関する短時間勤務制度の導入で活用した実績があり、今回は介護にも対応できる制度の導入に際して、奨励金を活用しました。

制度活用のおきっかけは

雲南市商工会から県の奨励金制度拡充で「介護をしている労働者」が時間単位の年次有給休暇制度を利用した場合も新たに奨励金の対象となったという案内を受け、社内に該当者がいたことから時間単位の年次有給休暇制度の導入を決めました。

有限会社テクノマーチは、介護や子育てと仕事を両立する社員に寄り添い、時間単位で休める制度を取り入れるなど、誰もが柔軟に働ける環境づくりを進めています。

「お互い様」が生む働きやすさ—— 半日↓1時間、有給の使い方が拓く新しい働き方

島根県では、子育てや介護と仕事を両立しやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や法定以上の「育児短時間勤務制度」「介護短時間勤務制度」（代替制度あり）を導入した事業者に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています（詳細は下欄参照）。

き添い、デイサービスの送迎、体調整変時の対応など、介護に伴う短時間の用事にも柔軟に対応できるようにしました。従来は1〜2時間の用事でも半日分の有給を使う必要がありましたが、現在は「1時間だけ」「2時間だけ」といった取得ができるようになり、休暇の無駄を減らすことにつながっています。

また、社内では「この人しかできない仕事をつくらない」という方針のもと、業務の見える化と多能工化を推進しています。誰かが遅刻・早退・外出しても、他のメンバーが自然にフォローできる体制が整いつつあり、急な対応が必要な場合でも仕事が滞らないよう、日頃からコミュニケーションや引継ぎ、情報共有を丁寧に行っています。こうした取り組みによって、休む側が感じがちなる「申し訳ない」という気持ちや、職場全体の雰囲気として「お互い様」へと変化し、気兼ねなく制度を利用できる環境が広がっています。

従業員の声

Y・Tさん（介護を担う社員）

「制度がなかった頃は、病院の付き添いに行くたびに半日単



現場の声に耳を傾ける佐藤専務。従業員と向き合う姿勢が職場の安心感を生む。

有限会社テクノマーチ

住所：雲南市大東町
飯田361-10

従業員数：10人

事業内容：お菓子の卸・小売
ネット販売
(お菓子・食品)

活用制度：時間単位の年次有給休暇制度

「就業規則」を見直して、子育てや介護と仕事を両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金

労働者が子育てや介護と仕事を両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金 **10万円** | 上限額 **20万円**
[1制度導入]

※1事業所につき右記支給要件のA〜ウそれぞれ1回限りの申請となります。
(イ・ウはどちらか一方の制度のみの申請)

支給要件 常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のA〜ウの制度を新たに導入し、一定の利用実績があること

A 時間単位の年次有給休暇制度

(対象) 18歳までの子どもがいる労働者、介護をしている労働者

イ 育児短時間勤務制度

(対象) 小学生の子どもがいる労働者

ウ 介護短時間勤務制度

(連続する4年以上の期間に2回以上利用できる制度)

(対象) 介護をしている労働者

イ・ウについては、フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げも対象

出産後職場復帰奨励金

労働者が出産後も離職することなく、育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

労働者数等に応じて

奨励金 **10万円・20万円**

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または 松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590